

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定に従い下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 平成31年4月1日から  
令和2年6月30日まで

許可番号	派 13-304942	許可年月日	平成23年7月1日			
① 事業所の名称	SGフィルダー株式会社 ジョブセンターXフロンティア					
② 事業所の所在地	(〒136-0075) 東京都江東区新砂三丁目2番9号 Xフロンティア1階					
③ 派遣労働者の数(1日平均・令和2年8月1日時点)					303	(人)
④ 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数・令和元年度)					76	(件)
⑤ 派遣料金に関する情報(令和元年度)※1						
(1) 派遣労働者に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)					15,876	(円)
(2) 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)					10,245	(円)
(3) マージン率(小数点第2位以下を四捨五入)					35.5%	(%)
⑥ 教育訓練の種類	対象者	方法	実施期間	実施主体	賃金支給の有無	労働者費用負担の有無
就業開始時教育	全派遣労働者	OJT	0.3(時間)	派遣先事業主	有	無
派遣社員キャリアアップ研修(eラーニング)	全派遣労働者	Off-JT	8(時間)	派遣元事業主	有	無
教育訓練の概要	就業に必要な技能及び知識の習得を目的とした段階的かつ体系的な通信講座					
⑦ 待遇決定方式に係る労使協定の有無	(有)・無		労使協定の終期	令和3年3月31日		
対象派遣労働者	011-301	自動車製造技術者 受付・案内事務員 電話応接事務員 総合事務員				
	302-601	小売店販売員 めっき工・金属研磨工 パン・菓子製造工 かん詰・びん詰製造工等 食肉加工品製造工 弁当・惣菜類製造工 飲料・たばこ製造工 木製製品製造工 パルプ・紙・紙製品製造工 印刷・製本作業員 その他の製品製造等 一般機械器具組立工 電気通信機械器具組立工 自動車組立工				
	602-789	自動車検査工 計量計測機器検査工等 フォークリフト運転作業員 陸上荷役・運搬作業員 倉庫作業員 配達員 荷造作業員 ビル・建物清掃員 製品包装作業員 その他の包装の職業 選別作業員 軽作業員				
⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項						
福利厚生等	社会保険、労働保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断					
各種サポート等	キャリアカウンセリング、資格取得支援(フォークリフト運転者)、災害時安否確認システム、給与仮払い制度(規定あり)、各種相談専用窓口の設置					

※1 マージン率には、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、教育訓練費や福利厚生費なども含まれています。

- ・何でも相談窓口TEL: 0120-055-844(パワハラ・セクハラ相談等)
- ・健康相談窓口URL: <http://www.kenpo.gr.jp/sgh/>